

第13次鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	<p>第13次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p>令和4年4月1日から 5年間 令和9年3月31日まで</p> <p>(令和5年 月 日変更)</p> <p>香 川 県</p>
旧	<p>第13次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p>令和4年4月1日から 5年間 令和9年3月31日まで</p> <p>香 川 県</p>

第13次鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

7 普及啓発

(2) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣の保護及び管理に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度等について、広報誌等により周知徹底を図る。

② 年間計画

(第28表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣捕獲の規制制度	←														広報誌、HP等	県民
狩猟関係法令の遵守									←						チラシ等	狩猟者

旧

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

7 普及啓発

(2) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣の保護及び管理に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度等について、広報誌等により周知徹底を図る。

② 年間計画

(第28表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣捕獲の規制制度	←														広報誌、HP等	県民
狩猟関係法令の遵守									←						チラシ等	狩猟者